

第5章 不当労働行為事件の審査等

1 不当労働行為事件の審査

(1) 概要

令和5年の不当労働行為事件の審査状況をみると、係属事件は前年繰越の1件と、4月、7月及び12月に新規申立てが各1件あり、年間の係属件数は4件となった。

一方、終結件数は1件のみで、同事件は棄却で終結した。

ア 取扱状況

係属した事件は、前年からの繰越しが1件、新規申立てが3件の計4件、終結件数は1件で、次年への繰越しは3件となった。（表1）

表1 取扱状況

（単位：件）

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申立て	計		
31・元		4	2	6	4	2
2		2	2	4	1	3
3		3	2	5	2	3
4		3	-	3	2	1
5		1	3	4	1	3
	計	13	9	22	10	12
	平均	2.6	1.8	4.4	2.0	2.4

イ 新規申立状況

(7) 月別状況

新規申立事件を月別にみると、4月、7月及び12月にそれぞれ1件の申立てがあった。（表2）

表2 月別申立件数

（単位：件）

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		31・元	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3
	計	-	-	2	1	-	2	1	-	-	-	1	2	9
	平均	-	-	0.4	0.2	-	0.4	0.2	-	-	-	0.2	0.4	1.8

(イ) 申立人別状況

新規申立事件を申立人別にみると、申立てがあった3件のうち、2件が組合申立て、1件が組合及び個人の連名による申立てであった。(表3)

表3 申立人別申立件数

(単位：件)

年	区分	組 合	個 人	組合・個人	計
31・元		1	-	1	2
2		2	-	-	2
3		2	-	-	2
4		-	-	-	-
5		2	-	1	3
計		7	-	2	9
平均		1.4	-	0.4	1.8

(ウ) 労働組合法第7条該当号別状況

新規申立事件を労組法第7条の該当号別にみると、申立てがあった3件のうち、2件が1号(不利益取扱い)及び3号(支配介入)、1件が1号に関するものであった。(表4)

表4 労組法第7条該当号別申立件数

(単位：件)

年	区分	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	1・2・3号	1・3・4号	計
31・元		-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
2		-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
3		-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2
4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5		1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	3
計		1	1	-	-	-	4	-	2	1	-	9
平均		0.2	0.2	-	-	-	0.8	-	0.4	0.2	-	1.8

(イ) 産業別状況

新規申立事件を産業別にみると、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業及び教育、学習支援業がそれぞれ1件であった。(表5)

表5 産業別申立件数

(単位：件)

年	区分	製造業	運輸業, 郵便業	宿泊業, 飲食サー ビス業	教 育, 学 習 支 援 業	医 療, 福 祉 社	サービス業 (他に分類され ないもの)	公 務	計
31・元		1	-	-	-	1	-	-	2
2		-	1	-	-	-	-	1	2
3		-	1	-	-	-	1	-	2
4		-	-	-	-	-	-	-	-
5		-	1	1	1	-	-	-	3
計		1	3	1	1	1	1	1	9
平均		0.2	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.8

(注) 区分は、日本標準産業分類の大分類に準拠したものである。

(カ) 企業規模別状況

新規申立事件を企業別規模で見ると、従業員50～99人が2件及び1,000人以上が1件であった。(表6)

表6 企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	計
	31・元	1	1	-	-	-
2	-	-	1	-	1	2
3	1	-	-	-	1	2
4	-	-	-	-	-	-
5	-	2	-	-	1	3
計	2	3	1	-	3	9
平均	0.4	0.6	0.2	-	0.6	1.8

ウ 終結事件の状況

(7) 終結状況

係属した4件のうち終結したものは1件で、棄却によるものであった。(表7)

表7 終結状況

(単位：件)

区分 年	取 下 げ・和 解				命 令・決 定					計
	取下げ	無関与 和解	関与 和解	小計	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	
31・元	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4
2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
4	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
5	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
計	-	-	4	4	1	3	2	-	6	10
平均	-	-	0.8	0.8	0.2	0.6	0.4	-	1.2	2.0

(イ) 終結率

終結率は25.0%で、前年を下回った。(表8)

表8 終結率

(単位：%)

区分 年	終 結 率	終 結 事 由 別 構 成 比		
		取 下 げ	和 解	命 令・決 定
31・元	66.7	-	50.0	50.0
2	25.0	-	-	100.0
3	40.0	-	50.0	50.0
4	66.7	-	50.0	50.0
5	25.0	-	-	100.0
平均	45.5	-	40.0	60.0

(注) 1 終結率＝終結件数÷係属件数×100……表1及び表7参照

2 平均は、5年間の加重平均である。

(ウ) 終結事件の処理日数

総平均処理日数は920日で、前年より増加しているが、これは終結した1件が和解協議に時日を要したことによるものである。(表9)

表9 終結事件の処理日数

(単位：件、日)

区分 年	取 下 げ・和 解						命 令・決 定					総平均 処 理 日 数	
	平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					
		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上	731 日 以 上		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上		731 日 以 上
31・元	342	-	-	1	1	-	640	-	-	-	1	1	491
2	-	-	-	-	-	-	647	-	-	-	1	-	647
3	233	-	-	1	-	-	665	-	-	-	1	-	449
4	338	-	-	1	-	-	526	-	-	-	1	-	432
5	-	-	-	-	-	-	920	-	-	-	-	1	920
計		-	-	3	1	-		-	-	-	4	2	
平均	313.8	-	-	0.6	0.2	-	673.0	-	-	-	0.8	0.4	529.3

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

表10 命令・決定事件の審査段階別処理日数

(単位：日、回)

年	審査段階 事件番号	申立	第1回調査	最終調査	最終調査翌	第1回審問	第1回審問	結審	結審翌	命令書交付	総処理日数
		日	前日	日	日	日	前日	日	日	日	日
31・元	30-1	50	148(4)		140		69(2)		65		472
	29-4	50	475(7)		79		78(2)		126		808
2	31-1	87	243(4)		146		67(3)		104		647
3	元-2	71	332(5)		78		66(2)		118		665
4	2-2	79	148(4)		66		92(3)		141		526
31・元～4年平均		67.4	269.2(4.8)		101.8		74.4(2.4)		110.8		623.6
5	3-1	64	616(8)		140		1(1)		99		920
5年平均		64.0	616.0(8.0)		140.0		1.0(1.0)		99.0		920.0
31・元～5年平均		66.8	327(5.3)		108.2		62.2(2.2)		108.8		673

- (注) 1 ()内数字は、調査又は審問の回数である。
 2 事件番号欄の配列は、命令・決定を交付した順である。
 3 処理日数の平均は、加重平均である。

(イ) 不服の状況

令和5年に交付された命令1件(棄却)に対して、労働者側から再審査申立てがあった。(表11)

表11 命令に対する不服状況

(単位：件)

区分 年	命令	左に対し提起された再審査・行訴の件数				
		労働者提起			使用者提起	
		再審査	行訴	再審査・行訴	再審査	行訴
31・元	2	-	-	-	1	-
2	1	-	-	-	1	-
3	1	-	-	-	1	-
4	1	-	-	1	-	1
5	1	1	-	-	-	-
計	6	1	-	1	3	1

エ 調査・審問等の実施回数

審問等実施回数は前年を下回った。これは、和解回数が減少したことが主な要因である。(表12)

表12 調査・審問等実施回数

(単位：回)

区分 年	調査	審問	合議	和解	計
31・元	6	4	6	11	27
2	4	5	2	7	18
3	12	2	5	19	38
4	5	1	5	12	23
5	6	2	4	7	19
平均	6.6	2.8	4.4	11.2	25.0

オ 実効確保の措置勧告の申立状況

令和5年中に審査の実効確保の措置勧告を求める申立てはなかった。

カ 物件提出命令の申立状況

令和5年中に物件提出命令を求める申立てはなかった。

キ 年別取扱い・処理状況

年別の新規申立件数・係属件数の推移は、図1の1、取下げ・和解及び命令・決定件数の推移は、図1の2のとおりであり、いずれの件数も漸減傾向にある(年別の件数の内訳は後掲表13を参照)。

最近10年間の終結事件29件の内訳は、図2の下表のとおりであり、取下げ・和解が16件で、終結事件全体の55.2%を占め(その内訳は、無関与和解2件、関与和解14件)、命令・決定は13件で、全体の44.8%を占めており(その内訳は、全部救済2件、一部救済4件、棄却7件)、命令・決定の占める割合が、図2の上表の昭和24年から令和5年までの終結件数における割合(32.4%)に比べて大きくなっている。

図1の1 新規申立・係属件数の推移

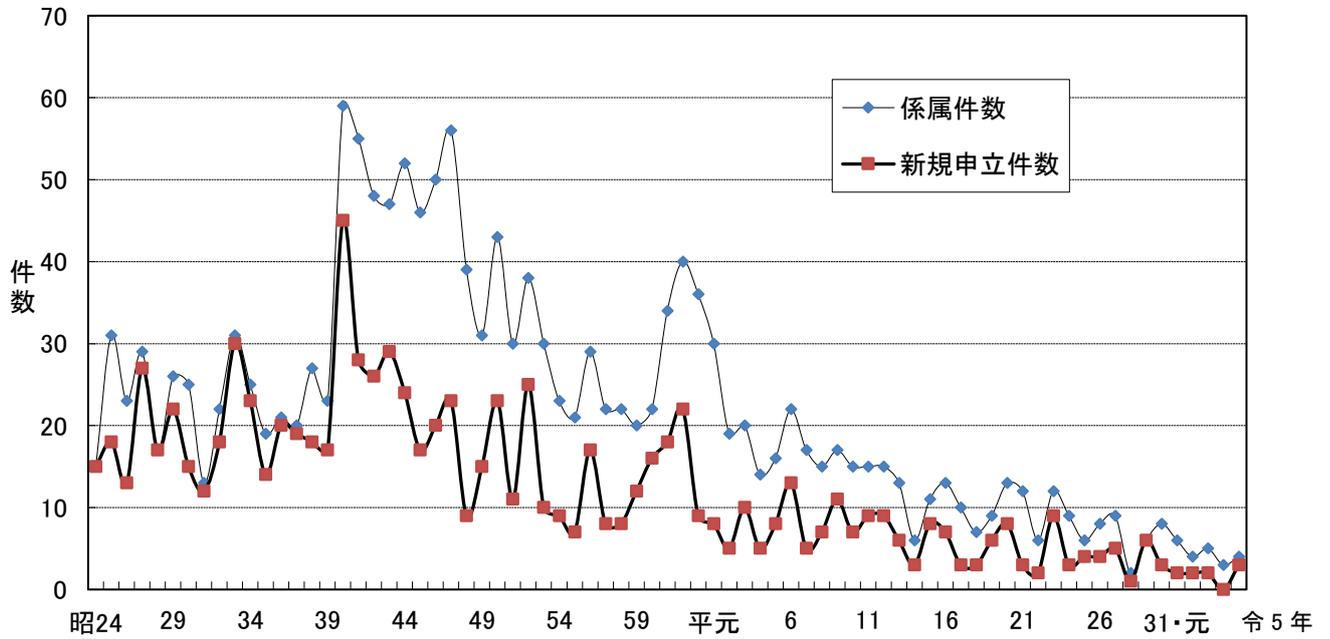


図1の2 取下げ・和解及び命令・決定件数の推移

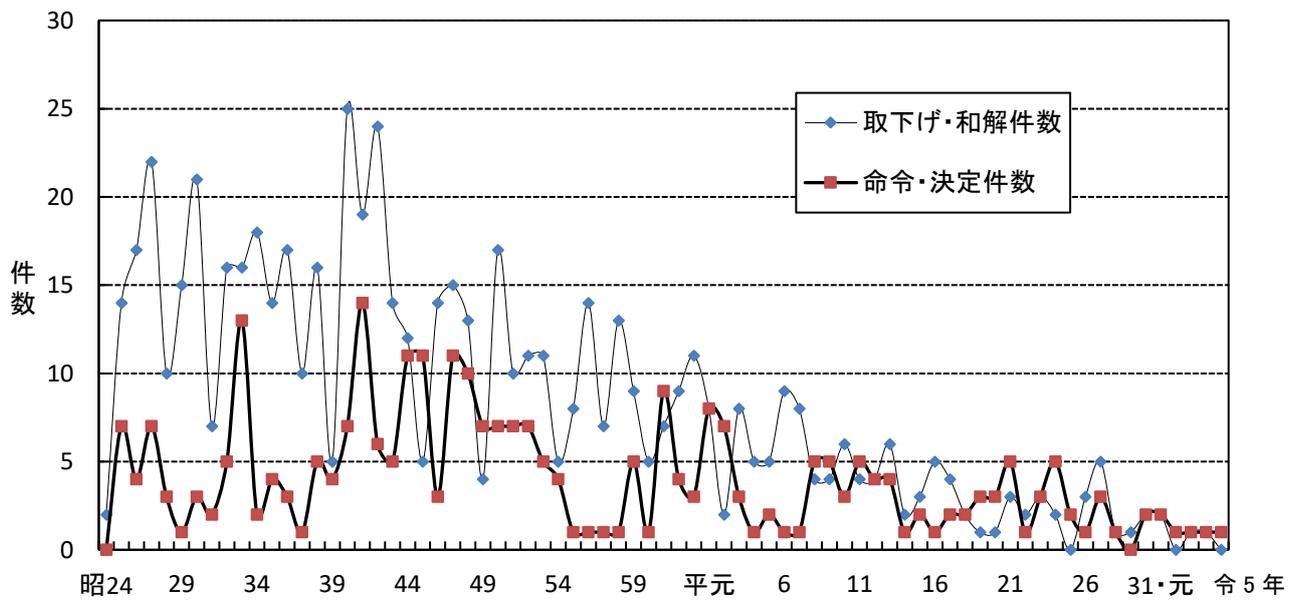
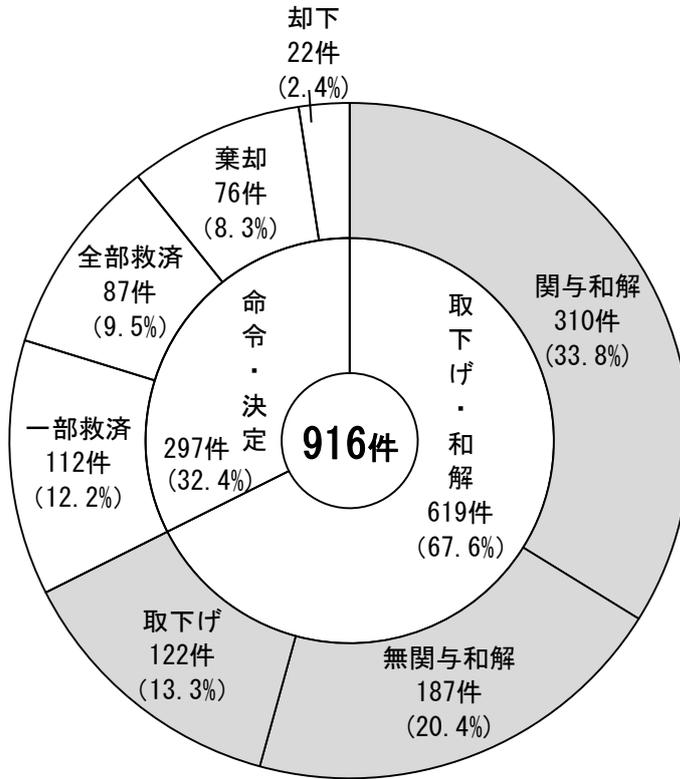
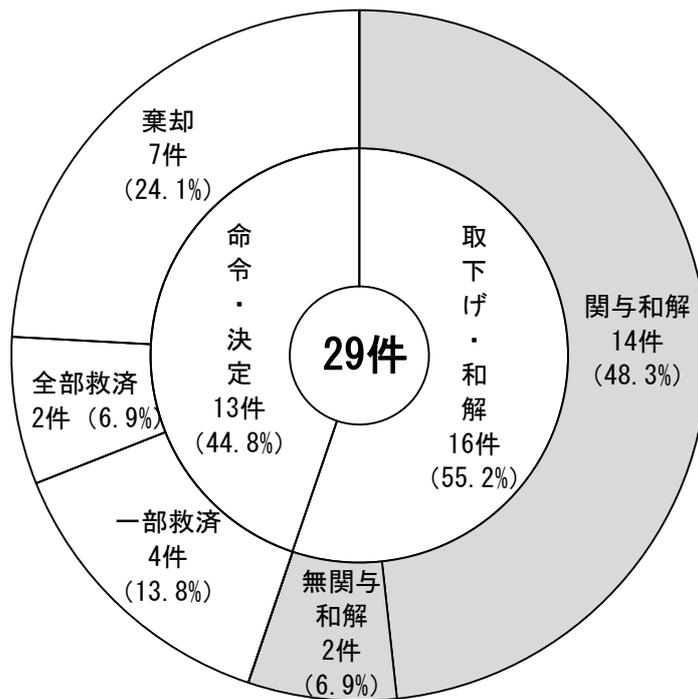


図2 終結状況（昭和24年～令和5年）



（平成26年～令和5年の10年間の再掲）



(注) 内訳は、それぞれ四捨五入しており、全項目の合計が100%にならないことがある。

表 13 不当労働行為事件年別取扱・処理状況

(単位：件)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
24	-	15	15	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	13
25	13	18	31	3	-	11	14	-	1	2	4	7	21	10
26	10	13	23	-	6	11	17	-	-	4	-	4	21	2
27	2	27	29	8	9	5	22	2	-	4	1	7	29	-
28	-	17	17	5	4	1	10	-	-	2	1	3	13	4
29	4	22	26	9	2	4	15	-	-	1	-	1	16	10
30	10	15	25	9	5	7	21	1	-	2	-	3	24	1
31	1	12	13	1	4	2	7	1	-	1	-	2	9	4
32	4	18	22	2	5	9	16	3	-	2	-	5	21	1
33	1	30	31	3	6	7	16	1	6	6	-	13	29	2
34	2	23	25	-	6	12	18	-	1	1	-	2	20	5
35	5	14	19	3	8	3	14	-	2	2	-	4	18	1
36	1	20	21	1	8	8	17	-	2	1	-	3	20	1
37	1	19	20	2	4	4	10	1	-	-	-	1	11	9
38	9	18	27	1	6	9	16	4	1	-	-	5	21	6
39	6	17	23	4	-	1	5	1	3	-	-	4	9	14
40	14	45	59	1	18	6	25	-	5	2	-	7	32	27
41	27	28	55	5	4	10	19	4	4	2	4	14	33	22
42	22	26	48	2	9	13	24	1	4	1	-	6	0	18
43	18	29	47	3	7	4	14	1(1)	3	-	1	5(1)	19(1)	28
44	28	24	52	5	4	3	12	4	5	2	-	11	23	29
45	29	17	46	2	1	2	5	2	9	-	-	11	16	30
46	30	20	50	2	4	8	14	1	2	-	-	3	17	33
47	33	23	56	2	4	9(1)	15(1)	7	3	1	-	11	26(1)	30
48	30	9	39	1	3	9	13	6(2)	4	-	-	10(2)	23(2)	16
49	16	15	31	1	1	2	4	4	3	-	-	7	11	20
50	20	23	43	2	5	10	17	5	1	1	-	7	24	19
51	19	11	30	1	4	5	10	3	4	-	-	7	17	13
52	13	25	38	1	2	8	11	4	1	2	-	7	18	20
53	20	10	30	1	5	5	11	4	1	-	-	5	16	14
54	14	9	23	1	1	3	5	1	2	1	-	4	9	14
55	14	7	21	1	2	5	8	1	-	-	-	1	9	12
56	12	17	29	1	6	7	14	-	1	-	-	1	15	14
57	14	8	22	2	4	1	7	1	-	-	-	1	8	14
58	14	8	22	2	4	7	13	1	-	-	-	1	14	8
59	8	12	20	3	2	4	9	3	1	1	-	5	14	6
60	6	16	22	3	-	2	5	(1)	1	-	-	1(1)	6(1)	16
61	16	18	34	2	1	4	7	3	6	-	-	9	16	18
62	18	22	40	5	-	4	9	2	2	-	-	4	13	27
63	27	9	36	1	2	8	11	1	2	-	-	3	14	22

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
元	22	8	30	3	-	5	8	4	2	2	-	8	16	14
2	14	5	19	1	-	1	2	1	2	4	-	7	9	10
3	10	10	20	1	2	5	8	1	2	-	-	3	11	9
4	9	5	14	-	-	5	5	1	-	-	-	1	6	8
5	8	8	16	2	-	3	5	-	-	2	-	2	7	9
6	9	13	22	4	2	3	9	-	1	-	-	1	10	12
7	12	5	17	-	1	7	8	-	1	-	-	1	9	8
8	8	7	15	1	2	1	4	1	2	2	-	5	9	6
9	6	11	17	1	1	2	4	-	1	-	4	5	9	8
10	8	7	15	-	4	2	6	1	1	-	1	3	9	6
11	6	9	15	-	2	2	4	-	1	2	2	5	9	6
12	6	9	15	1	-	3	4	-	1	1	2	4	8	7
13	7	6	13	3	-	3	6	1	1	2	-	4	10	3
14	3	3	6	1	-	1	2	-	-	1	-	1	3	3
15	3	8	11	1	1	1	3	-	-	2	-	2	5	6
16	6	7	13	1	1	3	5	-	-	-	1	1	6	7
17	7	3	10	1	-	3	4	-	-	2	-	2	6	4
18	4	3	7	-	1	1	2	-	-	2	-	2	4	3
19	3	6	9	-	-	1	1	1	1	1	-	3	4	5
20	5	8	13	-	-	1	1	1	-	2	-	3	4	9
21	9	3	12	-	1	2	3	-	4	-	1	5	8	4
22	4	2	6	-	1	1	2	-	-	1	-	1	3	3
23	3	9	12	-	-	3	3	-	3	-	-	3	6	6
24	6	3	9	-	-	2	2	-	4	1	-	5	7	2
25	2	4	6	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	4
26	4	4	8	-	-	3	3	-	-	1	-	1	4	4
27	4	5	9	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8	1
28	1	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2	-
29	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	5
30	5	3	8	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4	4
31・元	4	2	6	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4	2
2	2	2	4	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	3
3	3	2	5	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	3
4	3	-	3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	1
5	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3
計		919		122	187	310(1)	619(1)	87(4)	112	76	22	297(4)	916(5)	

(注) ()内の数字は、分離和解又は分離命令の数で外数である。

(2) 不当労働行為事件に係る審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

令和5年1月から12月までに終結した事件は1件で、審査の目標である1年6箇月以内の終結については未達成となった。

表14 審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

No	事件番号 (労組法7条該当号)	申立人別 (組合員数)	被申立人別 (従業員数) 業種	請求する救済内容	申立年月日 終結年月日	終結状況 (不服申立て)	調査回数 審問回数	尋問証人数		処理 日数	審査委員 労側参与委員 使側参与委員	備考	終結事件の 目標達成の状況	
								申立人 申請	被申立人 申請				達成の 状況	未達成の理由
1	3-1 (2・3号)	組合 (118)	民間 (30) 政治・経済・ 文化団体	1 誠実団体交渉 応諾 2 支配介入の禁 止 3 文書の掲示	3. 3. 23 5. 9. 28	棄却 (再審査)	調査 8 審問 1	0	0	920	橋本 山 倉垣	請求する救済 内容の変更 (3. 8. 2)	未達成	和解協議に時日を 要したため
2	5-1 (1・3号)	組合 (44)	民間 (1,139) 道路旅客運 送業	1 他組合との差 別扱禁止 2 文書の交付及 び掲示	5. 4. 12	審査中	(調査 3) 審問 1	(2)	(0)	(264)	青木 南 島		-	-
3	5-2 (1・3号)	組合 (13)	民間 (69) 教育, 学習 支援業	1 職務給の支払 2 希望する組合 員への高齢者講 習指導員資格取 得機会の付与 3 職員室掲示書 面の掲示中止 4 文書の掲示	5. 7. 12	審査中	(調査 2) 審問 0	(0)	(0)	(173)	藤井 山 上田		-	-
4	5-3 (1号)	組合 (110) 個人1名	民間 (77) 飲食店	1 Aの基本給及 び職務手当の昇 給 2 文書の掲示	5. 12. 28	審査中	(調査 0) 審問 0	(0)	(0)	(4)	土田 上 尾 小林		-	-

(注) 1 審査の目標は1年6箇月以内の終結であり、目標期間達成の状況は令和5年12月31日までに終結した事件についてである。

2 調査・審問回数、尋問証人数及び処理日数のうち()内の数字は、審査中の事件についての申立日から令和5年12月31日までの数字である。

2 再審査事件

(1) 概要

中央労働委員会に係属した当委員会の命令に係る再審査事件は、次の新規申立事件1件である。

(2) 再審査事件係属状況一覧表

事件番号	(再審査) 中央労働委員会			(初審) 京都労委	
	申立人	申立て	審査状況	申立て	終結
(5不 ^再 31)	労働者	5.10.11		3.3.23 (3不 ¹)	5.9.28 (棄却)

(3) 再審査事件に係る行政訴訟

当委員会の命令に係る再審査事件に関する中央労働委員会の再審査命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件 番号	京都労委		中労委		東京地裁		東京高裁		最高裁	
	申立て	終結	申立て	終結	提起	審理状況	提起	審理状況	提起	審理状況
(29 不 ¹)	29.4.3 (29 不 ¹)	30.7.26 (一部 救済)	30.8.3 (使) (30不 再 ³⁹)	2.11.25 棄 却	2.12.23 (使) (2行ウ 494)	4.2.2 棄 却	4.2.11 (使) (4行コ 53)	4.9.1 棄 却	4.9.14 (使) (5行ヒ 65)	5.5.24 上告受 理申立 不受理 ・ 棄却
			30.8.6 (労) (30不 再 ⁴⁰)		3.1.27 (労) (3行ウ 23)		4.2.15 (労) (4行コ 53)		4.9.14 (労) (5行ツ 74、5行 ヒ64)	

3 行政訴訟事件

当委員会の命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件番号	京都労委		京都地裁	
	申立て	終結	提起	審理状況
(2不2)	2.12.23	4.6.1 (一部救済)	4.6.28 (使) (4行ウ14)	口頭弁論7回 4.11.15 4行ウ14に 4行ウ17を併合
			4.7.14 (労) (4行ウ17)	

4 労働組合の資格審査

(1) 概要

ア 取扱状況

係属件数は、前年からの繰越しが1件、新規申請が4件の計5件、終結件数は2件で、次年への繰越しは3件となった。(表1)

表1 取扱状況

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越件数
		前年繰越	新規申請	計		
31・元		4	4	8	6	2
2		2	11	13	8	5
3		5	3	8	3	5
4		5	7	12	11	1
5		1	4	5	2	3
	計	17	29	46	30	16
	平均	3.4	5.8	9.2	6.0	3.2

イ 新規申請状況

(7) 月別申請件数

新規申請を月別にみると、不当労働行為救済申立てに伴う申請が4月、7月及び12月にそれぞれ1件あった。また、労働者供給事業のための申請が2月に1件あった。

(表2)

表2 月別申請状況

(単位：件)

年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		31・元	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	3	11
3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	3
4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6	-	-	7
5	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	4
	計	-	1	3	2	-	2	1	-	1	13	1	5	29
	平均	-	0.2	0.6	0.4	-	0.4	0.2	-	0.2	2.6	0.2	1.0	5.8

(イ) 事由別申請状況

新規申請を事由別にみると、3件が不当労働行為救済申立てに伴うもの、1件が労働者供給事業のためのものであった。(表3)

表3 事由別申請件数

(単位：件)

年	区分	不当労働行為救済申立て	委員推薦	法人登記	労働者供給事業	計
31・元		2	-	2	-	4
2		4	7	-	-	11
3		2	1	-	-	3
4		-	6	1	-	7
5		3	-	-	1	4
計		11	14	3	1	29
平均		2.2	2.8	0.6	0.2	5.8

ウ 終結案件の状況

(7) 終結状況

終結状況をみると、2件全てが適格として認定されたものであった。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	資格あり					資格なし	取下げ	終了	計
		不	委	法	労	小計				
31・元		2	-	2	-	4	-	-	2	6
2		1	7	-	-	8	-	-	-	8
3		1	1	-	-	2	-	-	1	3
4		3	6	1	-	10	-	-	1	11
5		1	-	-	1	2	-	-	-	2
計		8	14	3	1	26	-	-	4	30
平均		1.6	2.8	0.6	0.2	5.2	-	-	0.8	6.0

(注) 不………不当労働行為救済申立てに伴うもの

委………労働者委員推薦のためのもの

法………法人登記申請を目的としたもの

労………労働者供給事業のためのもの

(イ) 終結案件の処理日数

前年と比べて総平均処理日数は増加した。これは、不当労働行為救済申立てに伴う申請の処理日数が前年と比べて増加したことによる。(表5)

表5 終結案件の処理日数

(単位：日、件)

区分 年	不当労働行為救済申立てに伴う申請 平均 処理 日数	処理日数区分別件数					左記以外の事由に係る申請 平均 処理 日数					総平均 処 理 日 数	
		14	15	31	91	181	7	8	15	31	61		
		日 以 下	日 30 日	日 90 日	日 180 日	日 以 上	日 以 下	日 14 日	日 30 日	日 60 日	日 以 上		
31・元	491.0	-	-	-	-	4	22.5	-	-	2	-	-	334.8
2	647.0	-	-	-	-	1	7.0	5	2	-	-	-	87.0
3	449.0	-	-	-	-	2	9.0	-	1	-	-	-	302.3
4	479.0	-	-	-	-	4	8.1	4	2	1	-	-	179.4
5	920.0	-	-	-	-	1	28.0	-	-	1	-	-	474.0
計		-	-	-	-	12		9	5	4	-	-	
平均	528.8	-	-	-	-	2.4	10.4	1.8	1.0	0.8	-	-	217.8

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

(2) 労働組合資格審査一覧表

審査番号	申請理由	申請年月日	決定年月日	終結年月日	終結区分	処理日数(日)
03101	不	3. 3.23	5. 9. 5	5. 9.28	認証	920
05201	労	5. 2.16	5. 3.10	5. 3.15	認証	28
05101	不	5. 4.12				
05102	不	5. 7.12				
05103	不	5.12.28				

(注) 不…不当労働行為救済申立てに伴うもの 労…労働者供給事業のためのもの